

海田町ホームページ広告掲載取扱要綱

(平成18年 6月21日制定)

(平成19年 3月30日改正)

(平成21年 4月 1日改正)

(平成28年11月 7日改正)

(平成28年12月27日改正)

(令和 3年12月14日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネット上で海田町が開設しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基本原則)

第2条 町ホームページに掲載できる広告は、町ホームページとしての品位等を保持するもの、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50 ピクセル 横 170 ピクセル
- (2) 形 式 GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG
- (3) 容 量 10 キロバイト以下

2 広告の枠数及び広告枠の位置並びに掲載順は、町長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、12か月を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、町長が定める。

(広告の掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額7千円とする。

2 1回の申込みで3か月以上の掲載を一度に申し込んだ場合の掲載料は、次のとおりとする。

掲載期間	掲載料
3～5か月	前項に定める額×0.9
6～11か月	前項に定める額×0.8
12か月	前項に定める額×0.7

(掲載しない広告)

第6条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、町ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
 - (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 - (5) 人権侵害、差別又は名誉き損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 - (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
 - (8) 内容が虚偽、誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 - (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの
- (広告の募集)

第7条 広告の募集は、町ホームページその他町の広報媒体を利用して行う。

- 2 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項に規定する方法により募集する。

(広告の掲載申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、広告の掲載を開始しようとする月の前月の10日までに、海田町ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、必要と認めるときは、前項の規定により申込みをした者（以下「申込者」という。）に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(広告の掲載に係る優先順位)

第9条 申込者数が第3条第2項に基づき定める枠数を超える場合は、次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。

- (1) 第1順位 公益的団体（国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体若しくは公団、公社、公益法人及びこれらに類するもの）
- (2) 第2順位 町内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前各号に掲げるもの以外のもの

- 2 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込み順とする。

(掲載する広告の決定)

第10条 町長は、第8条の海田町ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、前条の規定により掲載の可否を決定し、海田町ホームページ広告掲載通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告の掲載を決定した旨の通知を受けた者（以下「広告主」

という。)は、町長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、掲載期間が2年度にまたがる場合は、申込みのあった年度の翌年度の掲載に係る広告掲載料については、翌年度に町長が指定する期日までに納入することとする。

(広告の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、町長が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告の掲載を一時中止することができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。
- (3) リンク先のページの内容が第6条の規定に該当したとき。
- (4) その他町ホームページへの広告掲載が不適当であると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする月の前月の20日までに、町長に対し、海田町ホームページ掲載広告変更申込書(別記様式第3号)を提出し、その承認を得るものとする。

(広告掲載中止の申出等)

第15条 広告主は、町ホームページへの広告の掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の20日前までに、町長に対し、海田町ホームページ広告掲載中止申出書(別記様式第4号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。

3 町長は、前項の規定による削除を行った場合であって、中止した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残り月数が2か月以上あるときは、当該残りの月数から1か月(広告掲載の事務手続に要する期間)を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 広告主は、第1項の規定による申出をした場合、中止した日までの掲載期間に応じた広告掲載料と当初の申込みに係る広告掲載料の差額を町長に支払うものとする。

5 第3項又は前項の規定により返還又は支払う広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 町長は、広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由

により広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 町長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上にわたり広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において広告を掲載できなかった期間が1か月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主は、第10条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(電子申請)

第18条 前条までの規定にかかわらず、第8条第1項に規定する申請は、電子情報処理組織（海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年海田町条例第2号）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請は、前条までに規定する様式により行われたものとみなして、当該申請に関する前条までの規定を適用する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。